

令和 6 年第 11 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 6 年 11 月 27 日（水）午後 14 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第28号	農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について	1件
議第29号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	2件
議第30号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	1件
議第31号	農地の形状変更届について	1件
報第17号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	1件
報第18号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	欠席
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和 6 年第 11 回農業委員会総会を開会する。本日は、10 番 梶田達行委員、6 番 東一二美委員から欠席の連絡がありましたので 15 名中 13 の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、7 番 若尾茂 委員、8 番 市原勝美 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 これより本日の議題に入る。はじめに議第 28 号「農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について」について上程する。

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。計画の概要については、農地中間管理機構が農業者の農地を借入れ、■■■■氏に利用集積するというもの。所在地は一覧表のとおりで、以前も■■■■氏への集積という事で、議題に付しており、今回も同様。全 4 筆、合計面積は、1733 m²で、計画内容は 10 年間の使用貸借権の設定となる。

議長 議第 28 号について委員の意見があれば発言を願う。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 28 号について、採決を行う。議 28 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、28 号は承認することに決定する。

議 長 次に議第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 29 号について事務局より説明願う。

[illegible][illegible]

議長 議第 29 号事案 1 について、地元委員から意見があれば発言願う。

11番 入口が駐車場の様な状態となっているが、農業者が車を止める為に使っているのか、墓地用の駐車場なのかよくわからない。

事務局　ここは農業者が作業の為に軽トラを止めたりするスペースとなっています。

11番　そういう事であれば問題はない。農業は行っているが、一部、荒れている部分もある様子だ。

事務局　今後、綺麗に使ってもらえると思われる。

11番 それならば良いと思う。水溜用のドラム缶がおいてあると聞いたが、あるのか。

事務局 その様なドラム缶については把握していない。

議長 他に発言はないか。

委 員 （発言なし）

議 長 他に発言がないので、議第 29 号事案 1 について採決を行う。議第 29 号事案 1 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議 長 全員挙手により、議第 29 号事案 1 は承認することに決定する。

議 長 続いて議第 29 号事案 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 2 番 ■■■■さんは、高齢で農業を行う事は厳しい。■■■さんは孫ではあるが、お父さんが婿として入ってきたというケース。この場合は相続できるか。

事務局 今回のケースは生前贈与という方法をとっており、問題はない。

1 2 番 そういう事であれば大変ありがたいことだ。ハウスの中で苗を作るなどの話をきいている。おじいさんの頃は、花苗などを作っていたらしい。写真には車両などが写っているが、農業用車両として修理して使うらしい。

議 長 一時期、様々な車両などが置かれていて、廃材置き場の様な状況で苦情が出る事もあったが、片付けをしてもらうよう話すなどして、今は綺麗になっている。

議 長 他に発言はないか。

委 員 （発言なし）

議長 他に発言がないので、議第 29 号事案 2 について採決を行う。議第 29 号事案 2 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、議第 29 号事案 2 は承認することに決定する。

[illegible]

1 1 番 6 番委員が欠席なので、事務局に説明を願いたい。

議長 他に発言はないか。

議 長 他に発言がないので、議第 30 号について採決を行う。議第 30 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

議長 全員挙手により、議第 30 号は承認することに決定する。

事務局 所在地は、以前議題に上程した土地で、■■■■■■■■■■。議長が行政書士と譲受人に現場で面会して協議を行った場所である。8月の総会で3条許可となっており、この土地を畑から形状変更し、果樹園という事にしたいというもの。現状は手つかずの状態であるが、形状変更の許可がおり次第、埋め立てをおこない、栗、柿、ミカンなどを栽培するとのことである。

議長 議第 31 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

11番 3度ほど見に行ったが、今は草が伸びてきている。車はどこから入るのだろうか。

13番 現場まで入ろうとすると、歩いて建物の間を抜けていかなければならない。

事務局 隣地のサロンの所を抜けていくと、フェンスがないのでそこを利用すると思われる。

11番 何れにしてもやると言った以上は、きちんとやってもらうということである。

議長 他に発言はないか。

委員（発言なし）

議 長 発言がないようなので、議第 31 号について採決を行う。議第 31 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第 31 号は承認することに決定する。

次に報第 17 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 17 号について事務局より説明願う。

事務局　１件。申請番号 1 ■■■■■■■■■■、■■■■。所在地は、■■■■■■■■、登記簿地目は畑、現況は宅地、188 m²。一般個人住宅敷地に転用。昭和５０年頃には家が建っており、農地の状態でなく、始末書が提出されている。現在は更地となっているが、新たに家を建て直すとのこと。

[illegible]

1 番 現場は軽トラなどがギリギリ入れる所で、駐車場とするのは難しい所。譲受人の考えはよく解らないが、一般の貸し出し駐車場ではなく、デイサービスの施設があるので、おそらくその従業員用として使うのではないだろうか。大きな段差もあって難しい立地である。譲受人の母親の話では、段差の上はしばらく畑を続けるのではないかとの事であった。駐車場として利用するなら、道を広げないと難しいと私は感じている。

議長 他に発言はないか。

委員（発言なし）

事務局 今後の行事予定について説明 11 月 30 日の農業祭での農業相談コーナー協力依頼。

次回の開催日は、12月18日水曜日の午後2時00分から、場所は本庁舎4階会議室で開催する

議長 梶田委員の体調についての報告。現時点の復帰は難しい様子。それでは、以上をもって本日の第11回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後3時03分)

事 務 局

事務局長 前田 剛

書 記 藤井 憲

書 記 岡田 聡

令和 6 年 11 月 27 日

議事録署名

7 番

8 番

議 長